

## 内部統制システムに関する基本方針

当社は、企業価値の持続的な向上及び株主その他のステークホルダーの信頼確保を目的として、取締役及び使用人が高い倫理観をもって職務を遂行し、法令、定款及び社内規程を遵守するとともに、社会規範に則った責任ある行動を実践するため、会社法第 399 条の 13 第 1 項第 1 号ロ及びハ並びに会社法施行規則第 110 条の 4 の規定に基づき、内部統制システムの整備に関する基本方針を次のとおり定める。

### 1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、法令、定款及び社内規程を遵守し、高い倫理観をもって職務を遂行する。
- (2) 当社は、コンプライアンス体制の整備及び運用を継続的に推進し、その実効性の向上に努める。
- (3) 内部監査担当者は、内部監査規程に基づき独立した立場から内部監査を実施し、取締役及び使用人の職務執行状況を監査する。監査結果は代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
- (4) 当社は、法令違反、社内規程違反その他コンプライアンス上問題のある行為を早期に発見し是正するため、内部通報制度を整備し運用する。
- (5) 当社は、内部通報者の秘密を適切に保護するとともに、通報を行ったことを理由として解雇その他の不利益な取扱いを行わない。

### 2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び文書管理規程その他関連規程に従い、適切に記録、保存及び管理する。
- (2) 当該情報の保存及び管理は、文書管理規程に定める主管部門が行う。
- (3) 取締役は、必要に応じてこれらの文書及び記録を閲覧できるものとし、主管部門はこれに適切に対応する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理基本規程を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。
- (2) リスク管理部門は、事業活動に伴う各種リスクを識別、評価及び管理し、リスクの低減及び未然防止に努める。
- (3) リスク管理部門は、リスク管理の状況について定期的に取り締役に報告し、取締役会はその有効性を監督する。

- (4) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行うとともに、原因分析及び再発防止策を講じる。

#### 4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令、定款及び取締役会規則に基づき重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- (2) 当社は、執行役員制度その他適切な業務執行体制を整備し、権限委譲を推進することにより、迅速かつ効率的な意思決定を行う。
- (3) 職務権限規程、業務分掌規程その他関連規程を整備し、責任と権限を明確化するとともに、適切な相互牽制機能を確保する。
- (4) 経営会議その他の重要会議体を活用し、経営課題及び重要施策の協議並びに進捗管理を行う。

#### 5. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合、当社は監査等委員会と協議のうえ必要な人員を配置する。
- (2) 内部監査担当者は、監査等委員会と緊密に連携し、その職務遂行を補助する。

#### 6. 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会から指示を受けた特命事項等の業務に関しては、監査等委員会の指揮命令に従って職務を遂行するものとし、当該業務について取締役その他の指揮命令を受けない。
- (2) 当該使用人の人事異動、人事評価その他重要な人事事項については、必要に応じて監査等委員会の意見を聴取し、その意見を尊重する。

#### 7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- (1) 取締役及び使用人は、法令違反、定款違反、重大なコンプライアンス違反又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った場合には、速やかに監査等委員会に報告する。
- (2) 監査等委員会は、その職務遂行上必要があると認める場合には、取締役及び使用人に対して報告又は資料の提出を求めることができる。
- (3) 内部監査担当者及び内部通報制度の主管部門は、監査等委員会との連携を図り、必要な情報を適時適切に報告する。

#### 8. 監査等委員会に報告を行った者の保護に関する体制

当社は、監査等委員会に報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を理由として不利益な取扱いを行わない。

#### 9. 監査等委員の職務執行に係る費用等の処理に関する体制

監査等委員がその職務の執行について費用の前払、償還又は債務の処理等を請求した場合には、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員の職務執行に必要でないことが明らかな場合を除き、速やかにこれに応じる。

#### 10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、重要な会議への出席、重要書類の閲覧及び取締役又は使用人へのヒアリングを行うことができる。
- (2) 取締役及び使用人は、監査等委員会の監査活動に必要な協力を行う。
- (3) 監査等委員会は、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に情報交換及び意見交換を行い、監査の実効性向上を図る。
- (4) 監査等委員会は、必要に応じて弁護士、公認会計士その他の外部専門家の助言を受けることができる。

#### 11. 反社会的勢力排除に向けた体制

- (1) 当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求に対しては毅然として対応する。
- (2) 人事総務部門を主管部門とし、警察、弁護士その他の外部専門機関と連携しながら、反社会的勢力への対応体制を整備する。
- (3) 反社会的勢力との取引、資金提供その他一切の関係を禁止する。

#### 12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、金融商品取引法その他関係法令に従い、財務報告に係る内部統制を整備し運用する。
- (2) 財務報告に係る内部統制の有効性について継続的な評価を実施し、必要に応じて改善を行う。
- (3) 取締役会は、財務報告の信頼性確保に向けた内部統制システムの整備及び運用状況を監督する。

## 附 則

### 第 1 条（実施期日）

本基本方針の改定は、2026 年 7 月 1 日より施行する。

以 上

### 〔 沿 革 〕

制定：2018 年 6 月 27 日

施行：2018 年 7 月 1 日

改定：2019 年 4 月 1 日

2020 年 6 月 24 日

2022 年 4 月 20 日

2024 年 7 月 1 日

2026 年 7 月 1 日